

規 則

埼玉県伊豆潮風館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十三号

埼玉県伊豆潮風館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県伊豆潮風館管理規則（昭和六十三年埼玉県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「㊦字」を「㊧字」に改め、「㊨」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。